平成２４年（フ）第１１２４号
広島市佐伯区五日市中央２丁目９番１―503号
債務者　越川　文美
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５４号
広島市西区庚午北１丁目21番35―203号
債務者　坂田左官こと　坂田　健一
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５５５号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央２丁目９番３号
債務者　曽根　健治（旧姓河野・長濱・青山・森・野口）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６２４号
福岡市西区横浜３丁目13番15―101号
債務者　橋田　達朗
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６２５号
福岡市西区横浜３丁目13番15―101号
債務者　橋田衣美子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９１０号
福岡市東区若宮４丁目16番33号
債務者　鹿毛ひづる（旧姓正司）
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９３７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田849番地13
債務者　平元佳保里（旧姓飛田）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９６２号
福岡市西区壱岐団地59番504号
債務者　浦　真由美（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０５１号
福岡市東区雁の巣２丁目６番４号
債務者　中嶋　寛行
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０５９号
福岡市博多区下呉服町２番６―903号
債務者　高田みさを
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０７２号
福岡市中央区小笹５丁目４番17―408号
債務者　高橋　修一
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１０４号
福岡市東区箱崎２丁目31番12号
債務者　井手　秀一
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１１８号
福岡県筑紫野市塔原東１丁目２番16―301号
債務者　脇山　律子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１２５号
福岡県糸島市高田５丁目19番１―201号
債務者　藤岡　隆雄
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１５３号
福岡県春日市昇町４丁目24番地　稲生ビル302号
債務者　六井　康之
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１５８号
福岡市東区原田２丁目16番９号
債務者　西村　秀子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１６０号
福岡市南区大橋２丁目29番８―701号
債務者　檜垣　安宏
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１６１号
福岡市南区大橋２丁目29番８―701号
債務者　檜垣由香里
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部